

5. 建設発生土について

【建設発生土の受け入れについて】

- 建設発生土については、基本的には市が先行取得している市有地を受け入れ地として検討します。

【起工承諾について】

- 仮換地指定前に市有地以外へ建設発生土を受け入れる場合、所有者から建設発生土の搬入に伴う土地の使用の承諾（起工承諾）をいただき、工事を実施します。
- 令和2年度～令和3年度の建設発生土の受け入れは、休耕田等の、現在利用していない土地を対象とします。

